

愛媛労働局発表
平成 26 年 11 月 26 日（水）

愛媛労働局
職業安定部職業対策課
課長 橋本 勝哉
課長補佐 豊田 仁志
地方障害者雇用担当官 大平 満夫
(電話) 089-941-2940

平成 26 年 障害者雇用状況の集計結果（平成 26 年 6 月 1 日現在）

○企業の障害者実雇用率は 1.74%（前年同期 1.73%）

○雇用率達成企業割合は 47.0%（前年同期 43.9%）

低迷する愛媛県内の障害者雇用率の改善を図るため
愛媛労働局は愛媛県と連携した取組を行います。（別紙）

愛媛労働局では、このほど、民間企業や公的機関などにおける、平成 26 年の「障害者雇用状況」集計結果を取りまとめましたので、公表します。

障害者雇用促進法では、事業主に対し、常時雇用する従業員の一定割合（法定雇用率）以上の障害者を雇うことを義務付けており、今回の集計結果は、同法に基づき、毎年 6 月 1 日現在の身体障害者、知的障害者、精神障害者の雇用状況について、障害者の雇用義務のある事業主などに報告を求めているものです。

【集計結果の主なポイント】

<民間企業>（法定雇用率 2.0%）

- ・雇用障害者数は 2793.5 人と前年より 0.2%（4.5 人）増加
- ・実雇用率は 1.74%（前年比 0.01 ポイント上昇）【全国第 46 位】
- ・法定雇用率達成企業の割合は 47.0%（前年比 3.1 ポイント上昇）【全国第 39 位】

<公的機関>（法定雇用率 2.3%、都道府県等の教育委員会は 2.2%）

- ・県の機関：雇用障害者数 128.0 人、実雇用率 2.32%（2.23%）
 - ・県教育委員会：雇用障害者数 192.0 人、実雇用率 2.20%（2.17%）
 - ・市町等の機関：雇用障害者数 347.0 人、実雇用率 2.39%（2.47%）
- 雇用障害者数は、市町等の機関で 12.0 人増加、県の機関で 8.0 人増加
実雇用率は県の機関及び県教育委員会で前年を上回っているが、市町等の機関で前年を下回っている。

<独立行政法人等>（法定雇用率 2.3%）

- ・雇用障害者数 48.0 人、実雇用率 2.20%（2.18%）
- *（ ）は平成 25 年の値

障害者雇用状況報告の集計結果（概要）

1 民間企業における雇用状況

○ 雇用されている障害者の数、実雇用率、法定雇用率達成企業の割合

- ・ 民間企業（50人以上規模の企業：法定雇用率2.0%）に雇用されている障害者の数は 2,793.5人で、前年より0.2%（4.5人）増加し、微増となった。
- ・ 雇用者のうち、身体障害者は 1,991.0人（対前年比0.2%増）、知的障害者は649.0人（同1.1%減）、精神障害者は153.5人（同5.5%増）と、身体障害者及び精神障害者で増加したものの、知的障害者で減少した。
- ・ 実雇用率は、過去最高の1.74%（前年は1.73%）、法定雇用率達成企業の割合は47.0%（同43.9%）であった。

（資料P 1～3）

○ 企業規模別の状況

- ・ 企業規模別にみると、雇用されている障害者の数は、50～100人未満で402.0人、100～300人未満で892.5人、300～500人未満で368.5人、500～1,000人未満で534.0人、1,000人以上で596.5人となり、100～300人未満及び300～500人未満規模企業で前年より増加した。
- ・ 実雇用率は、50～100人未満、及び1,000人以上規模企業において前年より低下した。
また、民間企業全体の実雇用率 1.74%と比較すると、
→ 300～500人未満(1.81%)、500～1,000人未満(1.83%)、1,000人以上規模企業(1.97%)については上回った。
→ 50～100人未満規模企業(1.38%)、100～300人未満規模企業(1.73%)については下回った。
- ・ 法定雇用率未達成企業の割合は、50～100人未満55.5%、100～300人未満49.6%、300～500人未満50.0%、500～1,000人未満60.4%、1,000人以上規模企業50.0%となり、すべての区分で低下した。

（資料P 2）

○ 産業別の状況

- ・ 雇用されている障害者の数を産業別にみると、「医療、福祉」、「卸売業、小売業」及び「生活関連サービス業、娯楽業」などで増加し、「製造業」及び「運輸業、郵便業」等で減少した。
- ・ 産業別の実雇用率では、「医療、福祉」(2.17%)及び「サービス業（他に分類されないもの）」(2.02%)で法定雇用率を上回っている。

（資料P 3）

○ 法定雇用率未達成企業の状況

- ・ 平成26年の法定雇用率未達成企業は478社。そのうち、不足数が0.5人または1

人である企業（1人不足企業）が332社（69.5%）、1.5人以上不足である企業が146社（30.5%）となっている。

- ・ また、障害者を1人も雇用していない企業（0人雇用企業）が、未達成企業に占める割合は、60.9%となっている。

（資料P 2・3）

2 公的機関における在職状況

(1) 県の機関（法定雇用率2.3%）

県の機関に在職している障害者の数は128.0人で、前年より6.7%（8.0人）増加し、実雇用率は2.32%と、前年に比べ0.09ポイント上昇した。

知事部局及び県公営企業局で達成しているが、県警察本部については未達成。

（資料P 4）

(2) 県の教育委員会（法定雇用率2.2%）

県の教育委員会に在職している障害者の数は192.0人で、前年より0.5%（1.0人）増加し、実雇用率は2.20%となり、法定雇用率を達成した。

（資料P 4）

(3) 市町等の機関（法定雇用率2.3%）

市町等の機関に在職している障害者の数は347.0人で、前年より3.6%（12.0人）増加したが、実雇用率は2.39%と、前年に比べ0.08ポイント低下した。

37機関中30機関が達成。

（資料P 5）

3 独立行政法人等における雇用状況

独立行政法人等（法定雇用率2.3%）に雇用されている障害者の数は48.0人で、前年より4.3%（2.0人）増加しており、実雇用率は2.20%と、前年に比べ0.02ポイント上昇した。

（資料P 4）

障害者雇用率改善プラン

(愛媛県内企業の障害者雇用率改善のための取組について)

愛媛県及び愛媛労働局は、強力な連携のもと、低迷する県内の障害者雇用率の改善を図るため、次の取組を行う。

1 愛媛県と愛媛労働局との連携強化による取組

(1) 経済団体及び地域に影響力のある企業への働きかけ

愛媛県と愛媛労働局は、地域の企業に対してあらゆる機会を利用し障害者雇用についての情報発信を行うとともに、経済団体及び地域の主要企業に対して、県と労働局の幹部等が合同で働きかけを行う。

(2) 県内障害者雇用対象全企業に対する障害者雇用要請文の送付

愛媛県知事、愛媛県教育委員会教育長及び労働局長名による障害者雇用要請文を県内障害者雇用対象企業に送付する。(雇用率達成企業及び同未達成企業)

(3) 特別支援学校技能検定及び障害者雇用促進セミナーの共同開催

「平成26年度愛媛^{えがお}のえひめ特別支援学校技能検定」(県教育委員会主催)の開催に合わせ、同一会場での技能検定の見学を兼ねた「障害者雇用促進セミナー」(県・局共催)を実施する。(平成26年12月25日)

(4) 一層の連携強化

県経済労働部と局職業安定部による連絡会を定期的で開催し、障害者雇用率の進捗状況や以下の愛媛県の取組についての情報を共有しつつ、労働局及びハローワークが全面的に協力するなど一層の連携強化に取り組み、障害者雇用に繋げることとする。

- ① 障害者雇用に繋がるきめ細かな実習訓練機会の創出
- ② 障害者訓練から雇用に繋げる就労支援体制の整備
- ③ 特別支援学校におけるキャリア教育と就労支援の充実
- ④ 職場見学・現場実習受入企業の情報収集及び提供

2 愛媛労働局とハローワークの就職支援等の取組の強化

(1) 県内自治体の首長に対する要請

労働局長、職業安定部長が県内自治体の首長を訪問し、地元企業の障害

者雇用についての働きかけを要請する。

(2) 雇用義務企業への職業紹介及び定着支援の強化

- ① 障害者雇用率の改善を図るため、平成26年6月1日現在の全国平均雇用率を目安とした就職件数を設定し、障害者雇用数等の進捗管理を徹底する。
- ② 障害者職業センター（独立行政法人高齢・障害・求職者支援機構）他関係機関との連携を深め、チーム支援による就職支援、定着支援等の取組を強化する。
- ③ 各ハローワークの実情に応じ障害者就職面接会等を開催し、障害者雇用の促進を図る。

(3) 労働局とハローワークによる雇用率達成指導の強化

全ての雇用率未達成企業について、所長等による雇用率達成指導（訪問指導又は呼び出し指導）を行う。

なお、地域に影響力のある主要企業等に対しては、ハローワークと連携の上、労働局長をはじめとした局幹部による訪問指導等を行う。

障 害 者 実 雇 用 率 の 推 移

愛媛労働局

	企業数	常用労働者数 (人)	障害者数(人)	実雇用率(%)		法定雇用率達成企業割合(%)	
					全国		全国
昭和52年	408	76,294	1,177	1.54	1.09	63.5	52.8
昭和53年	374	71,710	1,096	1.53	1.11	62.3	52.1
昭和54年	398	74,653	1,111	1.49	1.12	59.0	52.0
昭和55年	406	77,239	1,178	1.53	1.13	61.3	51.6
昭和56年	415	80,131	1,279	1.60	1.18	63.1	53.4
昭和57年	420	81,557	1,275	1.56	1.22	62.6	53.8
昭和58年	418	81,635	1,229	1.51	1.23	59.6	53.5
昭和59年	428	83,979	1,275	1.52	1.25	60.7	53.6
昭和60年	442	86,947	1,345	1.55	1.26	65.6	53.5
昭和61年	440	86,921	1,345	1.55	1.26	65.0	53.8
昭和62年	433	85,556	1,323	1.55	1.26	66.1	53.0
昭和63年	471	89,614	1,398	1.56	1.31	63.5	51.5
平成元年	495	93,419	1,528	1.64	1.32	68.9	51.6
平成2年	512	97,775	1,611	1.65	1.32	67.8	52.2
平成3年	524	99,325	1,634	1.65	1.32	68.1	51.8
平成4年	566	104,627	1,689	1.61	1.36	67.1	51.9
平成5年	581	107,421	1,750	1.63	1.41	66.3	51.4
平成6年	592	109,257	1,744	1.60	1.44	63.3	50.4
平成7年	572	108,228	1,716	1.59	1.45	64.3	50.6
平成8年	571	108,908	1,727	1.59	1.47	63.7	50.5
平成9年	557	110,050	1,725	1.57	1.47	63.2	50.2
平成10年	574	113,706	1,794	1.58	1.48	61.1	50.1
平成11年	630	117,329	1,866	1.59	1.49	57.8	44.7
平成12年	623	115,866	1,827	1.58	1.49	55.5	44.3
平成13年	587	112,908	1,746	1.55	1.49	53.3	43.7
平成14年	614	115,959	1,695	1.46	1.47	49.8	42.5
平成15年	627	121,839	1,851	1.52	1.48	51.2	42.5
平成16年	679	131,024	1,986	1.52	1.46	49.6	41.7
平成17年	692	134,049	2,037	1.52	1.46	48.6	42.5
平成18年	695	136,398	2,118.0	1.55	1.52	51.7	43.4
平成19年	728	140,105	2,251.0	1.61	1.55	51.8	43.8
平成20年	714	140,902	2,327.5	1.65	1.59	54.5	44.9
平成21年	728	141,172	2,339.0	1.66	1.63	52.3	45.5
平成22年	734	138,398	2,333.0	1.69	1.68	52.5	47.0
平成23年	780	153,190.0	2,515.0	1.64	1.65	48.2	45.3
平成24年	789	154,398.0	2,642.5	1.71	1.69	50.8	46.8
平成25年	889	160,848.5	2,789.0	1.73	1.76	43.9	42.7
平成26年	902	160,583.0	2,793.5	1.74	1.82	47.0	44.7

- ・ 各年とも6月1日現在
- ・ 企業規模(昭和52年～62年67人以上、昭和63年～平成10年63人以上、平成11年から56人以上、平成25年から50人以上規模)
- ・ 常用労働者数は、法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数
- ・ 障害者数は、次の合計数
 - ～昭和62年＝身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)
 - 昭和63年～平成4年＝身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)知的障害者
 - 平成5年～
 - ＝身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)
 - 知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)
 - 重度障害者(身体、知的)の短時間労働者
- ・ 法定雇用率 1.8% (平成10年7月1日から)
- ・ 平成18年4月1日～
 - 精神障害者(精神障害者保健福祉手帳所持者)
 - 短時間労働者は1人をもって0.5人分
- ・ 平成22年7月1日～
 - 重度以外身体及び知的障害者の短時間労働者は1人をもって0.5人分
- ・ 法定雇用率 2.0% (平成25年4月1日から)

民間企業における障害者雇用状況(規模別)

平成26年6月1日現在

愛媛労働局

規模別	年度	企業数	常用労働者 総数	法定雇用 障害者数の 算定となる 労働者数	障 害 者 数														実雇 用率 (%)	不足数 (人)	雇用率未達成		雇用0人		0.5又は1人不足		1.5人以上不足	
					イ 重度 身体	ロ 重度 以外 身体	ハ 短時間 重度 身体	ニ 短時間 重度 以外 身体	ホ 重度 知的	ヘ 重度 以外 知的	ト 短時間 重度 知的	チ 短時間 重度 以外 知的	リ 精神	又 短時間 精神	ル 身体計 (イ×2+ ロ+ハ+ ニ×0.5)	ヲ 知的計 (ホ×2 +ヘ+ ト+チ ×0.5)	ワ 精神計 (リ+又 ×0.5)	カ 合計 (ル+ヲ +ワ)			企業数	割合 (%)	企業数	割合 (%)	企業数	割合 (%)	企業数	割合 (%)
					カ/b	c	c/a	d	d/a	e	e/a	f	f/a															
50人 ~100人未満	26年度	431	30,420.0	29,185.0	65.0	138.0	14.0	12.0	13.0	65.0	1.0	12.0	11.0	10.0	288.0	98.0	16.0	402.0	1.38	232.5	239	55.5	228	52.4	239	55.5	0	0.0
	25年度	418	29,465.0	28,301.0	70.0	127.0	13.0	12.0	16.0	84.0	1.0	10.0	9.0	4.0	286.0	122.0	11.0	419.0	1.48	231.5	236	56.5	227	54.3	236	56.5	0	0.0
	増減	13	955.0	884.0	▲ 5.0	11.0	1.0	0.0	▲ 3.0	▲ 19.0	0.0	2.0	2.0	6.0	2.0	▲ 24.0	5.0	▲ 17.0	▲ 0.10	1.0	3	▲ 1.0	▲ 1	▲ 1.9	3	▲ 1.0	0	0.0
100人 ~300人未満	26年度	351	56,056.5	51,549.5	143.0	253.0	45.0	54.0	16.0	111.0	12.0	126.0	38.0	51.0	611.0	218.0	63.5	892.5	1.73	277.0	174	49.6	65	18.5	81	23.1	93	26.5
	25年度	353	56,437.5	51,899.5	136.0	254.0	50.0	44.0	19.0	108.0	10.0	120.0	32.0	54.0	598.0	216.0	59.0	873.0	1.68	322.0	192	54.4	70	19.8	85	24.1	107	30.3
	増減	-2	▲ 381.0	▲ 350.0	7.0	▲ 1.0	▲ 5.0	10.0	▲ 3.0	3.0	2.0	6.0	6.0	▲ 3.0	13.0	2.0	4.5	19.5	0.05	▲ 45.0	▲ 18	▲ 4.8	▲ 5	▲ 1.3	▲ 4	▲ 1.0	▲ 14	▲ 3.8
300人 ~500人未満	26年度	60	22,330.0	20,401.0	70.0	110.0	17.0	17.0	7.0	51.0	2.0	18.0	11.0	12.0	275.5	76.0	17.0	368.5	1.81	72.0	30	50.0	0	0.0	9	15.0	21	35.0
	25年度	55	20,616.5	18,724.5	62.0	104.0	19.0	16.0	5.0	41.0	1.0	15.0	12.0	12.0	255.0	59.5	18.0	332.5	1.78	69.5	32	58.2	0	0.0	10	18.2	22	40.0
	増減	5	1,713.5	1,676.5	8.0	6.0	▲ 2.0	1.0	2.0	10.0	1.0	3.0	▲ 1.0	0.0	20.5	16.5	▲ 1.0	36.0	0.03	2.5	▲ 2	▲ 8.2	0	0.0	▲ 1	▲ 3.2	▲ 1	▲ 5.0
500人 ~1000人未満	26年度	48	32,133.5	29,236.5	109.0	145.0	20.0	13.0	16.0	77.0	4.0	22.0	10.0	21.0	389.5	124.0	20.5	534.0	1.83	94.5	29	60.4	0	0.0	3	6.3	26	54.2
	25年度	50	32,905.0	30,119.0	107.0	144.0	18.0	19.0	17.0	76.0	3.0	19.0	14.0	28.0	385.5	122.5	28.0	536.0	1.78	98.0	32	64.0	0	0.0	6	12.0	26	52.0
	増減	▲ 2	▲ 771.5	▲ 882.5	2.0	1.0	2.0	▲ 6.0	▲ 1.0	1.0	1.0	3.0	▲ 4.0	▲ 7.0	4.0	1.5	▲ 7.5	▲ 2.0	0.05	▲ 3.5	▲ 3	▲ 3.6	0	0.0	▲ 3	▲ 5.7	0	2.2
1000人以上	26年度	12	30,594.0	30,211.0	131.0	151.0	9.0	10.0	9.0	107.0	0.0	16.0	29.0	15.0	427.0	133.0	36.5	596.5	1.97	35.0	6	50.0	0	0.0	0	0.0	6	50.0
	25年度	13	32,132.5	31,804.5	143.0	166.0	6.0	9.0	11.0	107.0	0.0	15.0	24.0	11.0	462.5	136.5	29.5	628.5	1.98	34.0	7	53.8	0	0.0	1	7.7	6	46.2
	増減	-1	▲ 1,538.5	▲ 1,593.5	▲ 12.0	▲ 15.0	3.0	1.0	▲ 2.0	0.0	0.0	1.0	5.0	4.0	▲ 35.5	▲ 3.5	7.0	▲ 32.0	▲ 0.01	1.0	▲ 1	▲ 3.8	0	0.0	▲ 1	▲ 7.7	0	3.8
合計	26年度	902	171,534.0	160,583.0	518.0	797.0	105.0	106.0	61.0	411.0	19.0	194.0	99.0	109.0	1991.0	649.0	153.5	2,793.5	1.74	711.0	478	53.0	291	32.3	332	36.8	146	16.2
	25年度	889	171,556.5	160,848.5	518.0	795.0	106.0	100.0	68.0	416.0	15.0	179.0	91.0	109.0	1987.0	656.5	145.5	2,789.0	1.73	755.0	499	56.1	297	33.4	338	38.0	161	18.1
	増減	13	▲ 22.5	▲ 265.5	0.0	2.0	▲ 1.0	6.0	▲ 7.0	▲ 5.0	4.0	15.0	8.0	0.0	4.0	▲ 7.5	8.0	4.5	0.01	▲ 44.0	▲ 21	▲ 3.1	▲ 6	▲ 1.1	▲ 6	▲ 1.2	▲ 15	▲ 1.9

(注)各年度6月1日現在。

県の機関における障害者の雇用状況(法定雇用率2.3%)

機関名	年度	① 法定雇用障害者数の算定 の基礎となる職員数 (人)	② 障害者の数 (人)	③ 実雇用率 (%)	④ 不足数 (人)	備考
計	26年度	5,506.5	128.0	2.32	1.0	
	25年度	5,391.5	120.0	2.23	6.0	
	増減	115.0	8.0	0.09p	▲5.0	
愛媛県知事部局	26年度	4,147.0	96.0	2.31	0.0	
	25年度	4,037.5	94.0	2.33	0.0	
	増減	109.5	2.0	▲0.02p	0.0	
愛媛県警察本部	26年度	439.0	9.0	2.05	1.0	注4①
	25年度	440.0	4.0	0.91	6.0	
	増減	▲1.0	5.0	1.14p	▲5.0	
愛媛県公営企業 管理局	26年度	920.5	23.0	2.50	0.0	
	25年度	914.0	22.0	2.41	0.0	
	増減	6.5	1.0	0.09p	0.0	

(注)各年度6月1日現在

県教育委員会における障害者の雇用状況(法定雇用率2.2%)

機関名	年度	① 法定雇用障害者数の算定 の基礎となる職員数 (人)	② 障害者の数 (人)	③ 実雇用率 (%)	④ 不足数 (人)	備考
愛媛県教育委員会	26年度	8,720.5	192.0	2.20	0.0	
	25年度	8,808.5	191.0	2.17	2.0	
	増減	▲88.0	1.0	0.03p	▲2.0	

(注)各年度6月1日現在

独立行政法人等の雇用状況(法定雇用率2.3%)

機関名	年度	① 法定雇用障害者数の算定 の基礎となる職員数 (人)	② 障害者の数 (人)	③ 実雇用率 (%)	④ 不足数 (人)	備考
計	26年度	2,182.0	48.0	2.20	1.0	
	25年度	2,111.0	46.0	2.18	2.0	
	増減	71.0	2.0	0.02p	▲1.0	
国立大学法人 愛媛大学	26年度	2,128.5	47.0	2.21	1.0	注4②
	25年度	2,056.5	45.0	2.19	2.0	
	増減	72.0	2.0	0.02	▲1.0	
公立大学法人 愛媛県立医療技術大学	26年度	53.5	1.0	1.87	0.0	
	25年度	54.5	1.0	1.83	0.0	
	増減	▲1.0	0.0	0.04	0.0	

(注)各年度6月1日現在

注1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

4 ①愛媛県警察本部は、平成26年7月1日現在、障害者不足数0.0人となっている。
②国立大学法人愛媛大学は、平成26年10月31日現在、障害者不足数0.0人となっている。

市町等の機関における障害者の雇用状況(法定雇用率2.3%)

機関名	① 法定雇用障害 者数の算定の 基礎となる職員 数(人)	② 障害者の数 (人)	③ 実雇用率 (%)	④ 不足数(人)	備考
平成25年度	13573.5	335.0	2.47	6.0	
平成26年度	14535.0	347.0	2.39	19.5	
増減	961.5	12.0	▲ 0.08p	13.5	
松山市	2,321.0	58.0	2.50	0.0	
伊予市	387.0	10.0	2.58	0.0	
東温市	391.0	9.0	2.30	0.0	
今治市	1,244.5	32.0	2.57	0.0	
八幡浜市	426.5	12.0	2.81	0.0	
西予市	628.5	16.0	2.55	0.0	
宇和島市	935.5	20.0	2.14	1.0	注4①
新居浜市	879.5	22.0	2.50	0.0	
西条市	656.0	16.0	2.44	0.0	
四国中央市	806.5	19.0	2.36	0.0	
大洲市	544.0	12.0	2.21	0.0	
久万高原町	276.0	8.0	2.90	0.0	
松前町	225.0	5.0	2.22	0.0	
砥部町	156.0	4.0	2.56	0.0	
上島町	234.5	6.0	2.56	0.0	
伊方町	186.0	5.0	2.69	0.0	
松野町	143.0	1.0	0.70	2.0	
鬼北町	136.0	6.0	4.41	0.0	
愛南町	389.0	9.0	2.31	0.0	
内子町	217.0	7.0	3.23	0.0	
松山市教育委員会	472.0	15.0	3.18	0.0	
伊予市教育委員会	122.0	4.0	3.28	0.0	
松前町教育委員会	62.5	2.0	3.20	0.0	
砥部町教育委員会	48.5	1.0	2.06	0.0	
今治市教育委員会	218.5	3.0	1.37	2.0	注4②
八幡浜市教育委員会	47.0	2.0	4.26	0.0	
西予市教育委員会	114.0	3.0	2.63	0.0	
宇和島市教育委員会	330.5	6.0	1.82	1.0	
新居浜市教育委員会	285.0	7.5	2.63	0.0	
西条市教育委員会	140.0	4.0	2.86	0.0	
四国中央市教育委員会	170.5	4.0	2.35	0.0	
大洲市教育委員会	83.0	4.0	4.82	0.0	
愛南町教育委員会	134.0	3.0	2.24	0.0	
内子町教育委員会	75.0	0.0	0.00	1.0	
松山市公営企業局	119.5	3.0	2.51	0.0	
宇和島市病院局	353.0	4.5	1.27	3.5	
宇和島地区広域事務組合	577.5	4.0	0.69	9.0	

(注)各年度6月1日現在

注1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。

2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0.0となることをもって法定雇用率達成となる。したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。

4 ①宇和島市は、平成26年10月1日現在、障害者不足数0.0人となっている。
②今治市教育委員会は、平成26年10月1日現在、障害者不足数0.0人となっている。

障害者の登録状況

愛媛労働局

年度	登録者数							有効求職者数							就業者数							保留中の者						
	身体障害者		知的障害者		精神障害者		その他障害者	身体障害者		知的障害者		精神障害者		その他障害者	身体障害者		知的障害者		精神障害者		その他障害者	身体障害者		知的障害者		精神障害者		その他障害者
	うち重度	うち軽度	うち重度	うち軽度	うち重度	うち軽度		うち重度	うち軽度	うち重度	うち軽度	うち重度	うち軽度		うち重度	うち軽度	うち重度	うち軽度	うち重度	うち軽度		うち重度	うち軽度	うち重度	うち軽度	うち重度	うち軽度	
平成25年度	9,163	4,443	2,024	2,662	288	1,863	195	2,268	971	450	445	38	766	86	6,118	3,118	1,378	2,073	226	843	84	777	354	196	144	24	254	25
平成25年度 (9月末現在)	9,043	4,585	2,095	2,560	289	1,726	172	2,185	1,009	478	381	31	712	83	6,012	3,170	1,394	2,022	232	749	71	846	406	223	157	26	265	18
平成26年度 (9月末現在)	9,282	4,350	1,988	2,663	281	2,052	217	2,204	944	419	393	36	774	93	6,228	3,057	1,375	2,108	220	964	99	850	349	194	162	25	314	25
対前年度 同期差	239	▲235	▲107	103	▲8	326	45	19	▲65	▲59	12	5	62	10	216	▲113	▲19	86	▲12	215	28	4	▲57	▲29	5	▲1	49	7
対前年度 同期比%	2.6	▲5.1	▲5.1	4.0	▲2.8	18.9	26.2	0.9	▲6.4	▲12.3	3.1	16.1	8.7	12.0	3.6	▲3.6	▲1.4	4.3	▲5.2	28.7	39.4	0.5	▲14.0	▲13.0	3.2	▲3.8	18.5	38.9

障害者の職業紹介状況

年度	新規求職申込件数							紹介件数							就職件数							新規登録者数						
	身体障害者		知的障害者		精神障害者		その他障害者	身体障害者		知的障害者		精神障害者		その他障害者	身体障害者		知的障害者		精神障害者		その他障害者	身体障害者		知的障害者		精神障害者		その他障害者
	うち重度	うち軽度	うち重度	うち軽度	うち重度	うち軽度		うち重度	うち軽度	うち重度	うち軽度	うち重度	うち軽度		うち重度	うち軽度	うち重度	うち軽度	うち重度	うち軽度		うち重度	うち軽度	うち重度	うち軽度	うち重度	うち軽度	
平成25年度	1,765	653	304	345	14	675	92	3,437	1,210	514	453	12	1,579	195	942	333	135	206	8	359	44	954	327	146	205	7	350	72
平成25年度 (9月末現在)	869	332	152	153	4	338	46	1,628	579	215	198	5	735	116	461	168	66	106	8	165	22	464	170	73	81	1	176	37
平成26年度 (9月末現在)	908	344	145	120	8	401	43	1,590	512	249	161	5	842	75	553	187	94	119	7	227	20	461	163	77	48	2	220	30
対前年度 同期差	39	12	▲7	▲33	4	63	▲3	▲38	▲67	34	▲37	0	107	▲41	92	19	28	13	▲1	62	▲2	▲3	▲7	4	▲33	1	44	▲7
対前年度 同期比%	4.5	3.6	▲4.6	▲21.6	100.0	18.6	▲6.5	▲2.3	▲11.6	15.8	▲18.7	0.0	14.6	▲35.3	20.0	11.3	42.4	12.3	▲12.5	37.6	▲9.1	▲0.6	▲4.1	5.5	▲40.7	100.0	25.0	▲18.9

◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者又は知的障害者である（なお、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる）。

- | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|----------------|---|---------|-------|------|--------------|--|--|-------|-------|------|---|--|--|
| ○ 民間企業 | ……… | <table border="0" style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 0 10px;"> <tr> <td style="padding: 0 5px;">一般の民間企業</td> <td style="padding: 0 5px;">……………</td> <td style="padding: 0 5px;">2.0%</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(50人以上規模の企業)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 0 5px;">特殊法人等</td> <td style="padding: 0 5px;">……………</td> <td style="padding: 0 5px;">2.3%</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">〔労働者数43.5人以上規模の特殊法人、
独立行政法人、国立大学法人等〕</td> </tr> </table> | 一般の民間企業 | …………… | 2.0% | (50人以上規模の企業) | | | 特殊法人等 | …………… | 2.3% | 〔労働者数43.5人以上規模の特殊法人、
独立行政法人、国立大学法人等〕 | | |
| 一般の民間企業 | …………… | 2.0% | | | | | | | | | | | | |
| (50人以上規模の企業) | | | | | | | | | | | | | | |
| 特殊法人等 | …………… | 2.3% | | | | | | | | | | | | |
| 〔労働者数43.5人以上規模の特殊法人、
独立行政法人、国立大学法人等〕 | | | | | | | | | | | | | | |
| ○ 国、地方公共団体 | …………… | 2.3% | | | | | | | | | | | | |
| | (43.5人以上規模の機関) | | | | | | | | | | | | | |
| ○ 都道府県等の教育委員会 | …………… | 2.2% | | | | | | | | | | | | |
| | (45.5人以上規模の機関) | | | | | | | | | | | | | |

(カッコ内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。)

【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者及び知的障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者及び知的障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

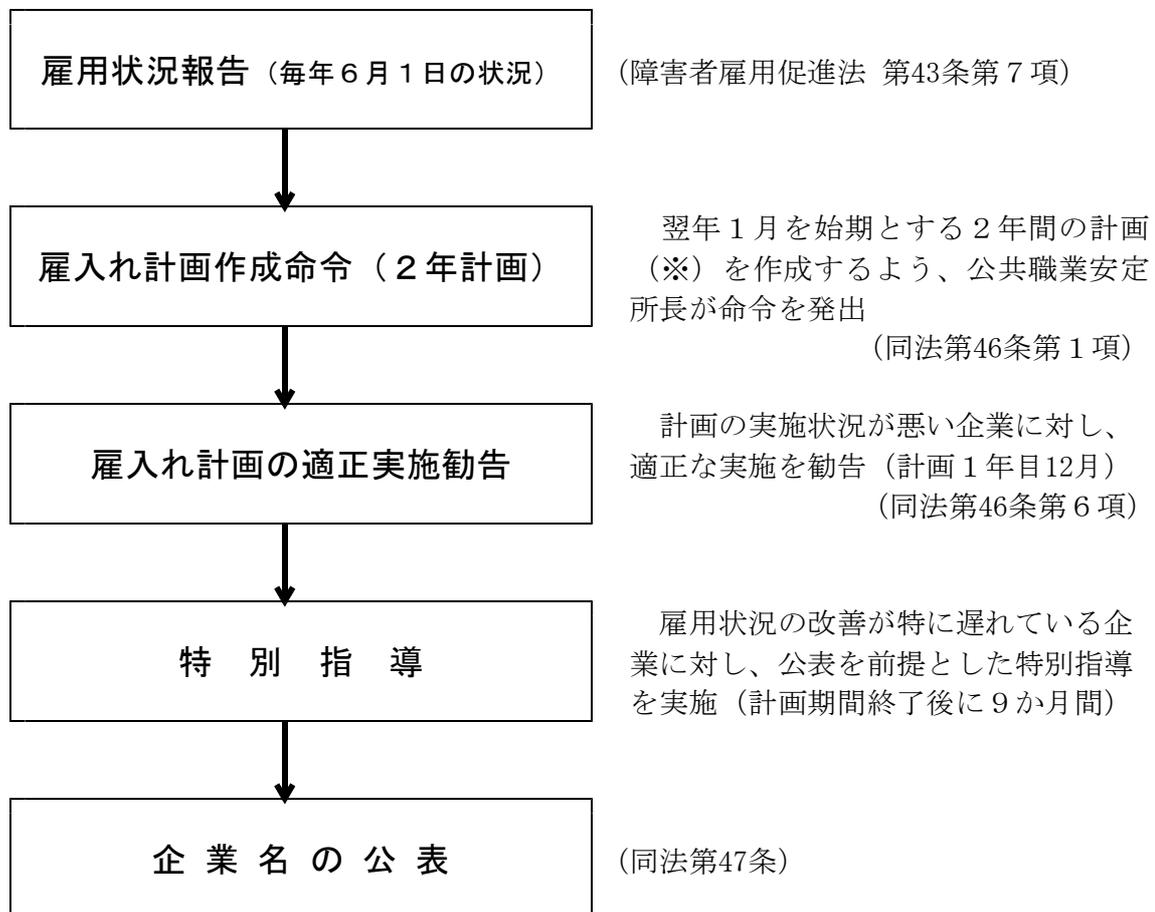
※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

◎ 障害者雇用率達成指導の流れ

実雇用率の低い事業主については、下記の流れで雇用率達成指導を行い、「雇入れ計画」の着実な実施による障害者雇用の推進を指導している。



不足数の特に多い企業については、当該企業の幹部に対し、厚生労働省本省による直接指導も実施している。

〔指導実績〕（全国）

○ 平成25年度の実績

- * 「雇入れ計画作成命令」の発出 221社
- * 雇入れ計画の「適正実施勧告」 252社
- * 「特別指導」の実施 49社

○ 雇入れ計画を実施中の企業 785社（25年度）

○ 企業名の公表

平成3年度 4社、15年度 1社、16年度 1社、17年度 2社、
 18年度 2社、19年度 3社（うち1社は再公表）、20年度 4社、
 21年度 7社（うち1社は再公表）、22年度 6社（うち2社は再公表）
 23年度 3社（うち1社は再公表）、24年度 0社、25年度 0社、
 26年度 0社

※平成24年1月1日以降の日を始期とする雇入れ計画から計画期間は3年間から2年間に短縮している。